

## 電気事業法改正案に関する御質問への回答

1. 制度の対象電源について、審議会資料では「50万kW以上、投資期間10年以上」が目安としてとあったが、法律案にはいずれも書かれていない。対象電源の詳細について今後いつ、どの文書で指定するのか。また、対象事業者について「発電設備の合計出力が10万kW以上の事業者」とあるが、これが出てきた背景は何か。

(回答)

1. 今後、今般の電気事業法改正法案について国会でご審議いただくが、本改正法案が成立した場合に、その施行に間に合うように貸付けの対象電源も含めた詳細を検討していく。その際、制度の対象となる電源の出力については、経済産業省令で定めることを想定している。
2. 今回、本改正法案に盛り込んだ融資制度は、今後需要の増加や電気の脱炭素化を進めるにあたり、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源及び送電線の整備を促進するためのものであり、一定規模以上の電源を対象とすることとしている。
3. こうした制度を条文化する際に、法技術的な観点から、別途本改正法案に盛り込んでいる協議規定の対象となる大規模発電事業者の定義を援用し、融資制度の対象の外縁を明確化した。
4. なお、協議規定の対象となる大規模発電事業者の定義については、安定供給の観点から、電源の休廃止の一定期間前に経済産業大臣に対して届出を行うことを求めている出力変更の規模を参考とし、「発電等用電気工作物の出力の合計が10万kW以上の範囲内において経済産業省令で定める出力以上である者」とした。

2. (第二十八条の五十六の二) 政府は推進機関に対し、大規模電源の整備・更新への貸付も含め、必要な金額の全部または一部を「補助」することができるものとする、とある。

この「補助」の財源について「現行法においては、卸電力取引所の値差収益を連系線整備に充てる仕組みとなっている。今回、法改正により、この値差収益をエネルギー特別会計に国庫納付する仕組みとなるが、これを財源に広域機関に補助金を交付し、系統整備への貸付け業務に充てることを考えている。」と回答いただいた。

この補助は、大規模電源の整備・更新への貸し付けにも充てられるのか。また、どの程度の予算規模か。

(回 答)

1. 広域機関への補助金を措置できるとする規定は、系統整備への貸付けに充てることを念頭に置いているが、法律上は大規模電源の整備又は更新への貸付業務にも充てられる規定となっている。
2. 「予算規模」については、令和8年度予算において、補助金は措置していない。

3. 「補助」の財源は上記に限られるのか。ほかにも財源はあるか。ないのであれば、明記し説明すべきではないか。

(回 答)

1. 一般論として、国の予算の仕組み上、特定の補助金の財源を明示してお示しすることは難しい。
2. ただし、財政当局との関係では、今般の電気事業法改正案に盛り込んだ、値差収益をエネルギー対策特別会計に国庫納付する仕組みにより確保される財源を系統整備への貸付業務に充てることを想定している。

4. 「法律案概要」資料で、貸付の原資として「財政投融资等」とある。「等」は何を意味するのか。明記すべきではないか。

(回 答)

1. 融資制度の主たる財源としては、財政投融资を想定していることから財政投融资を明示したが、それ以外にも、値差収益を財源とする補助金や、貸付先から徴収する利子なども融資業務における財源として想定していることから、正確性を期すため「等」と表記している。
2. なお、値差収益を財源とする補助金については、系統整備への貸付けに充てることを考えている。

5. 広域機関が財政投融资を受ける機関に変更されることは、何によって規定されているか。

(回 答)

1. 今特別国会で議決を受けた、令和8年度財政投融资計画に広域機関は掲載されており、財政融資を受けられることとなっている。

6. 審議会資料では、「電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から 拠出金等を回収する枠組を設ける」とある。

一方、上記のように値差収益を原資とした「補助金」もある。「万一のための備え」として2つのしくみが必要な理由は何か。

(回 答)

1. 広域機関への補助金を措置できるとする規定は、系統整備への貸付けに充てることを念頭に置いている。

2. そのうえで、財政融資を活用する際には、財投機関となる広域機関から国庫への償還を確実に行う必要がある。
3. そのため、財政融資を活用した今般の融資制度では、貸付けを受けた事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収することを想定している。また、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り融資を行うことや、融資に際しては民間金融機関と協調して貸付けを行うことを原則とする方針。
4. それでもなお、貸し倒れが発生するといった限定的な場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設けることも考えている。

7. 「一般送配電事業者から回収する拠出金等のしくみ」はいつどのように議論し、いつからの導入が意図されているのか。

(回 答)

1. 昨秋の審議会で、6で回答のとおり限定的な場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設けることも議論している。
2. 本拠出金等は、あくまで、広域機関から国庫への償還が滞るといった、非常に限定的なケースに備えるために検討するものであり、貸付業務の開始に伴って直ちに、一般送配電事業者からの回収が開始されるものではない。

8. いずれにしても、貸し倒れリスクがあり、国庫資金もしくは一般送配電事業者を通じてすべての消費者がそのリスクを負担するしくみであると言えるのではないか。

(回 答)

1. 財政融資を活用した今般の融資制度は、貸付けを受けた事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間と協調し融資を行うことを想定しており、可能な限り、回収の確実性を確保していく。
2. それでもなお、貸し倒れが発生する限定的な場合に備え、今般の融資制度が電気の使用者全体に裨益するものであることを踏まえ、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設けることも考えている。

追加質問①：廃棄積立金の所有権は認定事業者に帰属し、OCCTOは法定の外部積立機関（預り機関）にすぎないと理解してよいか。「倒産時に債権者が任意に取り戻せない」「事業譲渡時に承継される」という制度説明はその趣旨か。また、OCCTOが財政投融资機関となった場合でも積立金はOCCTOの「固有財産」に転化しないことを確認されたい。

(回 答)

1. 広域機関は、法律上、積立金管理業務に係る経理と積立金管理業務以外の業務に係る経費とを区別して管理する義務を負うため、解体等積立金が今般の電気事業法改正で追加される貸付業務の財源に充てられることはない。

**追加質問②：廃棄積立金の保管・運用方法（預金先機関、運用方法等）および運用益の帰属について、現行の規律内容と今後の変更予定を示すこと。**

(回 答)

1. 広域機関は、法令に則った以下の方法以外では、解体等積立金を運用してはならないこととされている。
  - ・ 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
  - ・ 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
  - ・ 信託業務を営む金融機関への金銭信託
2. また、運用益の帰属については、解体等積立金の原資となる調達価格/基準価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、積立金の運用益を積立金の管理業務費用に充てることとしている一方、別途、事業者からは積立金の管理業務費用を徴収しない扱いとしている。
3. これらの現行の規律内容は、今般の電気事業法改正に当たっても、変更は予定されていない。

**追加質問③：「財政投融资等」の「等」に廃棄積立金は含まれるか。含まれない場合、それを明記した条文・規定はどこにあるか。**

(回 答)

1. 含まれない。改正後の電気事業法第28条の54第2号において、引き続き解体等積立金は区分経理される。

追加質問④：電気事業法第 28 条の 51 第 3 号は「解体等積立金の管理に係る経理を他の経理と区分して整理」することを OCCTO に義務づけているが、今回の改正で OCCTO に大規模電源融資業務が追加される際、同条号はどのように改正・補完されるか。廃棄積立金が融資業務の経理と混同されないことを改正法のどの条文が明示的に担保するか示されたい。

(回 答)

1. 改正後の電気事業法第 28 条の 54 第 2 号において、引き続き解体等積立金は区分経理されることとなるため、貸付業務の経理と混同されることはない。

経済産業省 資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部 政策課  
03-3501-1746

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課  
03-3501-4031

※追加質問①・②について